

つくば市告示第 号

つくば市スマートシティサービスの提供に係るプライバシー影響評価に関する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市スマートシティサービスの提供に係るプライバシー影響評価に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スマートシティサービスにおいて個人に関する情報の取扱いに係る適正な配慮がなされるよう図り、もって市民の安心の確保に資することを目的として行うプライバシー影響評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「パーソナルデータ連携基盤」とは、市長がつくばスーパーサイエンスシティ構想に基づき整備する個人に関する情報を連携するための基盤をいう。

2 この要綱において「スマートシティサービス」とは、パーソナルデータ連携基盤に接続することにより受信した個人に関する情報を活用して行われる事業をいう。

3 この要綱において「プライバシー影響評価」とは、提供を予定しているスマートシティサービスにおいて、個人に関する情報が、本人の意思に反して若しくは本人の意思を確認せずに、又は法令若しくは公衆の衛生及び社会の秩序維持に鑑

みて許容される範囲を超えて、取得、利用、提供、保管、加工、移転又は開示をされる危険性（第8条第1項において「リスク」という。）を特定し、その起こりやすさ及び影響度（個人に関する情報が漏えいした場合に当該個人が受ける影響の度合いをいう。）（同項において「影響度等」という。）を予測した上で、その結果を公表する一連の手続をいう。

4 この要綱において「個人に関する情報」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）

第2条第1項に規定する個人情報

(2) 法第2条第5項に規定する仮名加工情報

(3) 法第2条第7項に規定する個人関連情報のうち市長が別に定めるもの

（評価対象者）

第3条 評価の対象とする者は、スマートシティサービスを提供しようとする者とする。

（評価時期）

第4条 評価は、スマートシティサービスを提供しようとする者がパーソナルデータ連携基盤に接続するまでに行うものとする。

（評価事項）

第5条 評価は、次に掲げる事項について行う。

(1) 個人に関する情報の活用に係る本人の同意及び権利行使に関する事項

(2) 個人に関する情報の保管場所に関する事項

(3) 個人に関する情報の物理的及び技術的な安全管理に関する事項

(4) 個人に関する情報の適正な取得及び保有に関する事項

(5) サイバーセキュリティ及び管理体制に関する事項

(6) その他市長が必要と認める事項

（評価調書の作成）

第6条 評価を受けようとする者は、提供を予定しているスマートシティサービス

の概要、前条に規定する評価事項その他の市長が別に定める事項を記載した評価調書を作成し、市長に提出するものとする。

(評価委員会への意見聴取)

第7条 市長は、評価をしようとするときは、あらかじめ、つくば市附属機関の設置等に関する条例(令和7年つくば市条例第12号)別表第1に規定する(※仮定)つくば市プライバシー影響評価委員会(以下「評価委員会」という。)に対し前条の評価調書の写しを送付し、その意見を聴くものとする。

(報告書の作成及び公表)

第8条 市長は、評価委員会の意見を踏まえ、第2条第3項の規定によるリスクの特定及び影響度等の予測の結果に係る報告書を作成し、第6条の規定により評価調書を提出した者にその内容を通知する。

2 市長は、前項の規定による通知をしたときは、当該報告書のほか、当該評価委員会の意見その他市長が必要と認める事項を、市のホームページへの掲載その他の方法により市民に公表するものとする。

(再評価)

第9条 評価を受けた者は、評価を受けたスマートシティサービスに関し重要な変更が生じる場合には、当該変更の前に再び評価を受けるものとする。この場合においては、第3条から前条までの規定を準用する。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。